

中井町封筒広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域産業の振興を図るとともに自主財源を確保し、町が使用する封筒の作成に要する費用の一部に充てるため、封筒に広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 封筒に掲載する広告は、広告の掲載を希望するもの（以下「広告希望者」という。）の事業内容及び掲載する広告の内容が次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるもの
- (3) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの
- (5) 商品先物取引又は消費者金融に類するもの
- (6) 意見広告又は名刺広告に類するもの
- (7) 求人広告に類するもの
- (8) 人権を侵害するおそれがあるもの
- (9) 児童又は青少年の健全育成に反するおそれがあるもの
- (10) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (11) 町が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、町の信用及び信頼性を損なうおそれがある等の理由により、広告として適当でないと町長が認めるもの

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、町が指定する位置とする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格及び広告掲載料は、次のとおりとする。

規 格	広告掲載料
1色刷り 50mm×100mm	15,000円

(広告の掲載申込み)

第5条 広告希望者は、中井町封筒広告掲載申込書（第1号様式）に広告案を添付して町長に提出するものとする。

(広告の掲載決定)

第6条 町長は、前条の申込書の提出があったときは、その適否を決定し、中井町封筒広告掲載決定通知書(第2号様式)により広告希望者に通知するものとする。

(広告主の責務)

第7条 広告を掲載できる旨の決定を受けた広告希望者(以下「広告主」という。)は、封筒に掲載された広告に関する一切の責任を負うものとし、直接的、間接的に生じたいかなる損害についても、町は賠償する責任を負わないものとする。

2 広告主の責めに帰すべき理由により町に損害を与えた場合は、広告主はその損害を賠償しなければならない。

(広告原稿の作成等)

第8条 広告主は、町が指定する期日までに、町が指定した方法により広告原稿を提出しなければならない。

2 広告原稿の作成費用は、広告主が負担しなければならない。

(広告掲載料の納入等)

第9条 広告主は、町長が指定する期日までに、広告掲載料を一括して納付しなければならない。

2 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、町の都合により広告を掲載できなくなったときは、その全部又は一部を還付するものとする。

(広告掲載の取消し)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載決定の取消しをすることができる。

- (1) 広告の掲載申込みに虚偽があると認められるとき
- (2) 町長が指定する期日までに広告掲載料を一括して納付しないとき
- (3) この要綱の規定に違反したとき

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、封筒への広告に関し必要な事項は、管財主管課長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月16日から施行する。